

松田町危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊での被害を未然に防止するため、危険なブロック塀等を撤去する者に対し補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック、コンクリートパネル又は石材等を用いて築造した塀又は門柱をいう。

(補助対象基準)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件を満たすものであって松田町が危険であると確認したものとす。

- (1) 町内の住宅又は店舗併用住宅に附属するもの
- (2) 不特定多数の者が通行する公道に面するもの
- (3) 高さが1メートル以上あるもの

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等により補償の対象となるものについては、この要綱の規定は適用しない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、前条の規定により補助金の交付対象となるブロック塀等の撤去を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助対象者とししない。

- (1) この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、危険ブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、限度額は200,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等の撤去に係る工事に着手する前に、松田町危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 危険ブロック塀等の撤去に係る見積書

(2) 危険ブロック塀等を撤去する前の写真

(3) 土地所有者の承諾書(宅地が借地である場合に限る)

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、補助金の交付を決定し、松田町危険ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者が、補助金の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容変更又は中止をするときは、速やかに松田町危険ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による事業の変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、松田町危険ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 第 7 条の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了後速やかに、松田町危険ブロック塀等撤去費補助金実績報告書（第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等の撤去に係る領収書
- (2) 危険ブロック塀等を撤去した後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 1 0 条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地確認等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松田町危険ブロック塀等撤去費補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 1 条 前条の補助金の額の確定通知を受けた申請者が、補助金を請求しようとするときは、松田町危険ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（第 7 号様式）により町長に請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 1 2 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。